

Society 5.0の実現に向けた 規制・制度改革に関する提言

— 2019年度経団連規制改革要望

わが国経済の持続的な成長には、少子高齢化・人口減少の急速な進展に伴う諸課題の克服が欠かせない。経団連では、デジタル革新と多様な人々の創造力・想像力の融合により経済発展と社会課題の解決を両立する「Society 5.0」を事業方針の柱に掲げている。すでに個々の企業では、デジタル技術を活用して顧客や社会の課題解決と新たな価値創造に取り組む動きが進み始めている。これら課題解決の動きをさらに広く社会に拡大させるためには、法制度や行政をデジタル前提に抜本的に見直すことが必要であり、規制・制度改革は欠かすことのできない取り組みである。

そこで、経団連は会員企業・団体の要望をもとに、デジタル革新に焦点を当てた85項目の規制・制度改革要望事項を提言に取りまとめた。本稿では取りまとめの経緯と提言の概要を紹介する。

提言取りまとめの経緯

経団連は、2019年3月19日に公表した「規制改革の推進体制の在り方に関する提言」で、規制改革の実現可能性を高めるべく、政府の「規制改革推進会議」との連携を強化するとともに、規制改革要望の作成方法を見直すことを盛り込んだ。この背景には、従来の規制改革要望は範囲を限定せずに数多くの経済界の要望を提出するとの意義がある一方で、経団連活動全体のシナリオのなかでの位置付けが弱いことや優先事項がわかりにくいなどの指摘が寄せられていたことがある。

そこで、今後は経団連の事業方針や規制改革推進会議の検討事項を踏まえて「重点テーマ」を設定したうえで、会員企業・団体の要望に基づいて1つの提言として取りまとめることとした。

2019年度については重点テーマとして

審議会副議長
行政改革推進委員長
日本生命保険会長

筒井義信

つつい よしのぶ



行政改革推進委員長
富士通取締役シニア
アドバイザー

山本正己

やまもと まさみ



「Society 5.0の実現」を掲げ、91社・団体から寄せられた提案・要望を基に85項目からなる規制改革提言を取りまとめた。

提言の構成と特徴

提言は、「I.はじめに」で本稿の冒頭に記した問題意識を述べたうえで、「II.社会課題の解決に向けた規制・制度改革」と「III.デジタル革新に向けた基盤の確保」において、それぞれICT(情報通信技術)に関連のある具体的な要望事項を整理している。

提言に盛り込んだ要望事項の特徴として次

図表 提言全体の構成と主要事項

I. はじめに			
II. 社会課題の解決に向けた規制・制度改革			
1. ものづくり・サービス提供における生産性の向上 例① 建設分野におけるデジタル技術の活用促進 例② 一般用医薬品の遠隔による販売・情報提供の実現 例③ 産業医による遠隔での労働衛生管理の実施	2. 安心・安全な社会インフラの整備・確保 例① スマート保安の推進 例② 安全性を確保したドローンの普及に向けた規制緩和	3. 活力ある地域の実現 例① 一般法人による農業参入の促進 例② 宿泊施設におけるフロントレス環境の実現	4. 国民一人ひとりの健康増進 例① オンライン診療・服薬指導における対面原則の撤廃 例② 次世代医療基盤法の活用促進に向けた制度整備 例③ デジタルヘルスケア製品を対象とした新たな認定制度の創設
III. デジタル革新に向けた基盤の確保			
1. デジタル・ガバメントの推進 例① 行政手続きにおける「デジタル3原則」の実現 例② 民間取引のデジタル化 例③ マイナンバー制度の徹底活用		2. データの取得・活用に向けた環境整備 例① 5Gの早期普及に向けた環境整備 例② PLCの普及に向けた制度整備 例③ 個人情報保護法における規定の明確化	

の3点が挙げられる。
第1は、点検や検査におけるデジタル技術の活用推進である。社会インフラの維持・管理等の実施にあたり、近接目視や打診など人手による点検や検査が中心のため、効率化・

高度化を図るべく、IoTやAI、ドローン等のデジタル技術での代替を求める要望を多く収録している。

第2は、有資格者をはじめとする人材の活躍促進である。監理技術者や登録販売者等の有資格者のなかには店舗・施設での常駐が求められたり、専任の要件により担当できる現場が限られたりすることが少なくない。労働力不足を背景に専門人材の維持・確保が難しくなることも踏まえ、ICTの活用によりこれらの人材に求められる業務の質を担保しながら常駐や専任の要件を緩和することをさまざまな分野において要望している。

第3は、デジタル・ガバメントの推進である。企業におけるデジタル革新を進めるには、事業領域のみならず、バックオフィス業務のデジタル化も欠かせない。そこで、申請や届出等の各種手続きの電子化を中心に、行政のデジタル化に取り組みよう求めている。

革新的な技術・潮流に関する象徴的な要望

85項目の規制・制度改革要望事項のうち、新規要望が71項目と大半を占めるなかで、デジタル革新の観点から象徴的な要望を2つ紹介する。1つは、カーシェアリングの促進に関する事項である。個人や法人が所有する自家用自動車を自らが使用していない期間について有償で貸し渡そうとした場合、業とみなされ、道路運送法に基づく許可の取得等が求められる。この点がシェアリングビジネスの推進において高いハードルとなっていること

から、保有者と利用者を媒介するプラットフォーム事業者(レンタカー事業者)が車両の品質管理や利用者の本人確認等の安全性担保措置を実施することを前提に、個人や法人が保有する自家用自動車について、業の許可を得ずに貸し渡せるよう規制緩和を求めている。カーシェアリングの普及はMaaS(Mobility as a Service)の推進への貢献が期待でき、利用者の状況にマッチした多様な移動手段の確保や交通渋滞の緩和、環境問題への対応等、都市や地域の持続可能性向上につながると思われる。

もう1つは、遠隔診療・服薬指導の要件緩和に関する事項である。患者と医療従事者双方の利便性向上や、昨今の新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、遠隔での診療や服薬指導には高い期待が寄せられているが、対面での実施が原則であり、ハードルは依然として高い。しかしながら、ICTの進化により、対面・非対面で同程度のコミュニケーションレベルを担保することも可能になりつつあることから、オンライン診療・服薬指導における対面原則の撤廃を求めている。

昨年3月の経団連提言を踏まえるかたちで、「規制改革推進会議(議長・小林喜光三菱ケミカルホールディングス会長)が同年10月に常設の第三者機関として発足した。経団連は常設化された同会議をはじめ関係省庁との連携をこれまで以上に強化し、経済界の要望事項の実現を通じて、デジタルトランスフォーメーションを後押ししていく所存である。

※本提言については、<http://www.keidanren.or.jp/policy/2020/023.html>参照